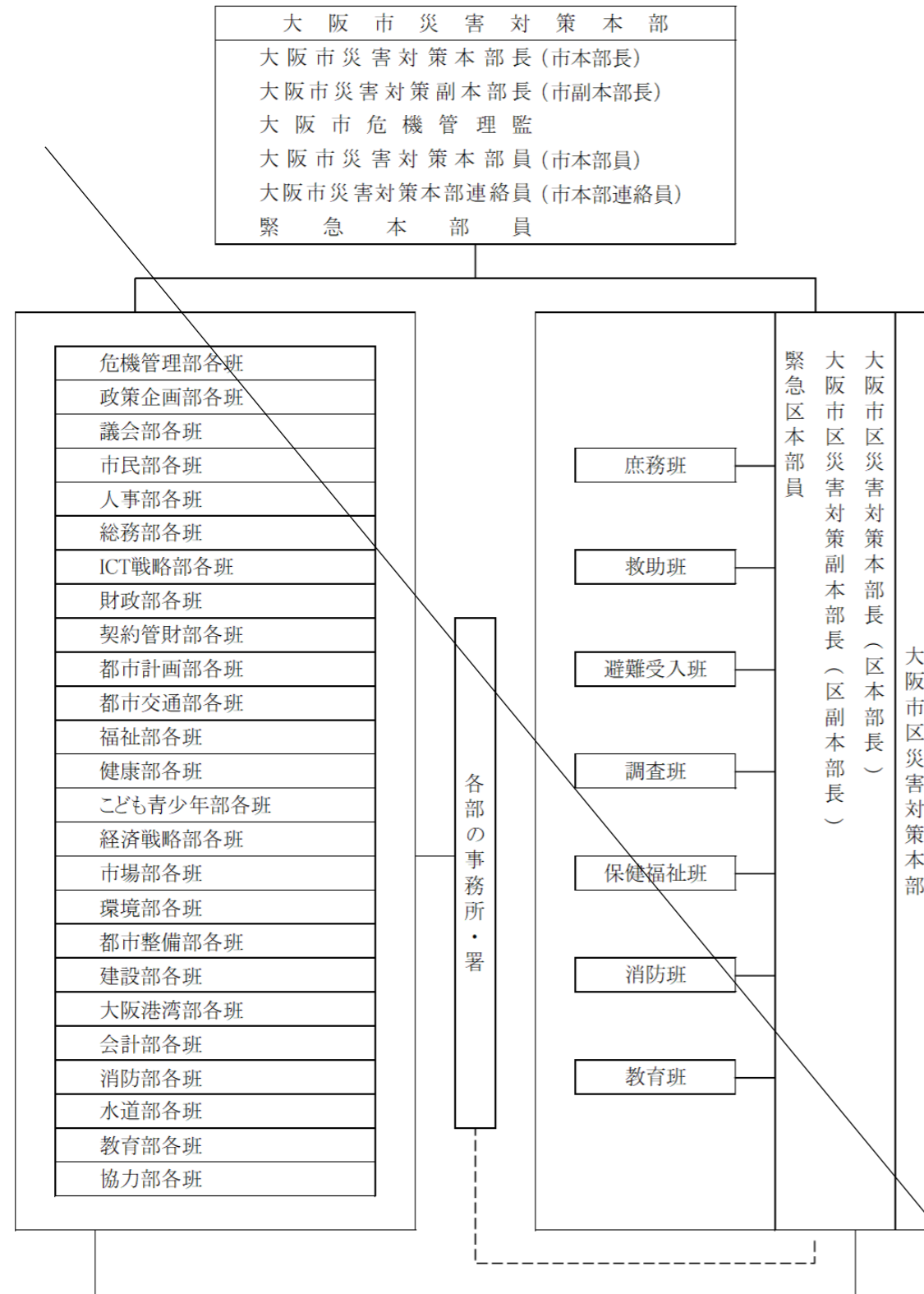


市民部 -(市民局長)-	市民局	<input type="checkbox"/> 区庁舎等の防災及び整備、復旧に関する事 <input type="checkbox"/> ボランティアの調整に関する事 <input type="checkbox"/> 義援金品の受領、保管及び配分に関する事 <input type="checkbox"/> 配達班に関する事 <input type="checkbox"/> 生活物資等の価格及び需給にかかる情報の収集及び提供に関する事 <input type="checkbox"/> 本部長の特命事項に関する事		
人事部 -(人事室長)-	人事室	<input type="checkbox"/> 職員の勤怠・給与及び給食並びに救急医療に関する事 <input type="checkbox"/> 職員の衛生管理に関する事 <input type="checkbox"/> 被災職員の調査、救援に関する事 <input type="checkbox"/> 他の自治体からの職員の受援に関する事 <input type="checkbox"/> 応援班編成に関する事 <input type="checkbox"/> 本部長の特命事項に関する事		
総務部 -(総務局長)-	総務局	<input type="checkbox"/> 本庁舎の防災に関する事 <input type="checkbox"/> 本部長の特命事項に関する事		
ICT戦略部 -(ICT戦略室長)-	ICT戦略室	<input type="checkbox"/> 情報システムについての復旧等に関する事 <input type="checkbox"/> 中央情報処理センターの防災に関する事 <input type="checkbox"/> 本部長の特命事項に関する事		
財政部 -(財政局長)-	財政局	<input type="checkbox"/> 災害に関する予算及び財政に関する事 <input type="checkbox"/> 市税の減免に関する事 <input type="checkbox"/> 災害船の借入れ並びに配船に関する事 <input type="checkbox"/> 本部長の特命事項に関する事		
契約管財部 -(契約管財局長)-	契約管財局	<input type="checkbox"/> 救援物資、緊急資材の調達に関する事 <input type="checkbox"/> 災害車の借入れ並びに配車に関する事 <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅地の情報提供に関する事 <input type="checkbox"/> 本部長の特命事項に関する事		
都市計画部 -(都市計画局長)-	都市計画局	<input type="checkbox"/> 危機管理部の災害記録作成への協力に関する事 <input type="checkbox"/> 被災家屋の調査にかかる区本部への建築技術の知識、情報の伝達に関する事 <input type="checkbox"/> 都市整備部の建築物の応急危険度判定活動への協力に関する事 <input type="checkbox"/> 本部長の特命事項に関する事		
都市交通部 -(都市交通局長)-	都市交通局	<input type="checkbox"/> 大阪市高速電気軌道(株)及び大阪シティバス(株)との連絡調整に関する事 <input type="checkbox"/> 本部長の特命事項に関する事		
福祉部 -(福祉局長)-	福祉局	<input type="checkbox"/> 被災高齢者、障がい者等の保護に関する事 <input type="checkbox"/> 救援物資の配分及び輸送に関する事 <input type="checkbox"/> 福祉施設の防災及び復旧に関する事 <input type="checkbox"/> 本部長の特命事項に関する事		
健康部 -(健康局長)-	健康局	<input type="checkbox"/> 医療救護に関する事 <input type="checkbox"/> 飲料水及び食品衛生に関する事 <input type="checkbox"/> 予防、防疫に関する事 <input type="checkbox"/> 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整に関する事 <input type="checkbox"/> 本部長の特命事項に関する事		
子ども青少	子ども青少年局	<input type="checkbox"/> 青少年活動施設、児童福祉施設及び市立幼稚園の		

年部 —(こども青少年局長)—		<p>防災及び整備、復旧に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>上記施設における乳幼児及び青少年の避難誘導に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>上記施設における乳幼児及び青少年の被災状況の把握に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>被災児童の保護に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>本部長の特命事項に関すること</p>		
経済戦略部 —(経済戦略局長)—	経済戦略局	<p><input type="checkbox"/>救援物資の調達計画に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>スポーツ施設、文化施設の災害予防及び復旧に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>商工業、農畜産業関係団体との連絡調整に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>中小企業の災害復旧資金に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>観光客への支援に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>外国人に対する多言語による情報提供に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>駐日外国公館等との連絡調整に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>本部長の特命事項に関すること</p>		
市場部 (中央卸売市場長)	中央卸売市場	<p><input type="checkbox"/>救援食料(副食等)の緊急集荷及び輸送について契約管財部・福祉部との連絡に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>食料(副食等)の需給状況等の調査に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>中央卸売市場施設の防災及び復旧に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>本部長の特命事項に関すること</p>		
環境部 —(環境局長)—	環境局	<p><input type="checkbox"/>被災地における廃棄物等の処理に関すること(し尿を含む)</p> <p><input type="checkbox"/>火葬に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>局施設の防災及び復旧に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>本部長の特命事項に関すること</p>		
都市整備部 —(都市整備局長)—	都市整備局	<p><input type="checkbox"/>本庁舎の応急修理に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>建築物の応急危険度判定活動に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>本部その他施設の通信設備に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>応急仮設住宅の供与に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>市営住宅の被害調査及び応急修理に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>市施設及び工事現場の被害調査並びに復旧に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>被災住宅の応急修理及び公費解体の技術協力に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>被災住宅に対する融資等に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>市施行の市街地再開発事業・主地区画整理事業にかかる用地及び施設建築物の維持管理に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>本部長の特命事項に関すること</p>		
建設部 —(建設局長)—	建設局	<p><input type="checkbox"/>水防対策全般の企画、運営に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>水防事務組合との連絡に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>堤防、道路、橋梁等の防災及び復旧に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>河川関係障害物の除去に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>道路関係障害物の除去に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>下水道施設の防災及び復旧に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>公園施設、街路樹の防災及び復旧に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>本部長の特命事項に関すること</p>		

大阪港湾部 —(大阪港湾 局長)—	大阪港湾局	<input type="checkbox"/> 港湾施設及び海岸保全施設等の防災及び復旧に 関すること <input type="checkbox"/> 救援船舶の受け入れ救援物資の海上輸送の協力 に 関すること <input type="checkbox"/> 海務関係官庁との連絡調整に 関すること <input type="checkbox"/> 在港船舶対策及び港湾の流木に 関すること <input type="checkbox"/> 在港地帯の津波対策に 関すること <input type="checkbox"/> 本部長の特命事項に 関すること		
会計部 —(会計室 長)—	会計室	<input type="checkbox"/> 災害対策に必要な資金の調整及び現金の出納に 関すること <input type="checkbox"/> 金融機関との連絡調整に 関すること <input type="checkbox"/> 本部長の特命事項に 関すること		
消防部 —(消防局 長)—	消防局	<input type="checkbox"/> 消防に 関すること <input type="checkbox"/> 災害による被害の軽減に 関すること <input type="checkbox"/> 被災者の救急救助に 関すること <input type="checkbox"/> 危険物等の処置に 関すること <input type="checkbox"/> 本部長の特命事項に 関すること		
水道部 —(水道局 長)—	水道局	<input type="checkbox"/> 応急給水に 関すること <input type="checkbox"/> 水道施設、工業用水道施設の 防災及び復旧に 関すること <input type="checkbox"/> 本部長の特命事項に 関すること		
教育部 —(教育長)—	教育委員会事務 局	<input type="checkbox"/> 児童生徒の避難誘導及び受入に 関すること <input type="checkbox"/> 児童生徒の被災状況の把握に 関すること <input type="checkbox"/> 被災児童生徒の応急教育及び 学用品提供に 関すること <input type="checkbox"/> 学校、教育機関施設の 防災及び復旧に 関すること <input type="checkbox"/> 避難所開設及び運営への 協力に 関すること <input type="checkbox"/> 本部長の特命事項に 関すること		
第一協力部 —(副首都推 進局長)—	副首都推進局			
第二協力部 —(市政改革 室長)—	市政改革室	<input type="checkbox"/> 本部の指示に基づく他部の 防災・応急対策・復旧 活動の応援に 関すること <input type="checkbox"/> 本部長の特命事項に 関すること		
第三協力部 —(行政委員 会事務局 長)—	行政委員会事務 局			
各部共通事項		<input type="checkbox"/> 本部及び他部との連絡調整に 関すること <input type="checkbox"/> 所管施設等の被災状況の 情報収集・報告に 関すること <input type="checkbox"/> 部内業務継続計画の策定と 実施に 関すること <input type="checkbox"/> 部内職員の勤怠等の管理、 活動計画に 関すること		

組織図



別表 3

区本部の班名称及び分掌事務	
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班の連絡調整に関する事 2 各部、関係機関への応援協力要請に関する事 3 災害対策本部との連絡に関する事 4 予算計理に関する事 5 情報の収集、伝達及び広報に関する事 6 義援金品の受付、並びに保管に関する事 7 災害記録（写真・映像含む）に関する事 8 ボランティアの調整に関する事 9 他の班の所管に属しない事
救助班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の応急救助に関する事 2 救援物資の調達保管及び配給に関する事 3 罹災・被災証明書の発行に関する事 4 義援金の配分に関する事 5 団体等の協力活動の連絡調整に関する事
避難受入班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の受入に関する事 2 避難者の誘導に関する事 3 避難所受入状況の把握に関する事
調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の調査に関する事
保健福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の医療救護に関する事 2 防疫・保健衛生に関する事 3 区医師会等との連絡調整に関する事 4 遺体安置に関する事
消防班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防に関する事 2 被災者の救急・救助に関する事
教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校園等との連絡調整に関する事
<p>区本部長は、特に必要が認められるときは、この分担表と異なる編成をとることができる。この場合においては、遅滞なく市本部長に報告しなければならない。</p> <p>—なお、消防班は別表1の消防部としての任務に重大な支障のない場合に限り上記編成に従う。</p>	

第2節 動員体制

災害が発生し、又は発生・拡大するおそれがある場合に災害対策活動を迅速かつ的確に行うのに必要な職員~~の~~動員配備を行う。

所属長（教育委員会においては教育長。以下同様とする。）は、災害の状況に応じ、分掌事務を確実に遂行するために、必要な職員の動員計画を災害対策活動に従事する者の安全確保に十分留意したうえであらかじめ定め、市長に報告しなければならない。

また、所属員に対し動員計画を周知するとともに、所属員の連絡網を整備し、速やかに動員体制がとれるようにしておかなければならない。

職員は、本計画で定める任務分担に応じて速やかに応急対策活動を実施する。

2-1 動員種別

職員の動員種別は、次のとおりとする。

ただし、各所属長は特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこの種別と異なる動員体制をとることができる。

動 員 種 別 表

種別	災害状況	対象
1号動員	市の全力をあげて災害対策活動を実施する必要があるとき	全職員
2号動員	災害対策活動を実施する必要があるとき	所属長 並びに指定職員※
3号動員	被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき	指定職員※
4号動員	速やかな措置がとれるよう主として情報連絡にあたる必要があるとき	指定職員※

※指定職員

各所属の所掌事務を遂行するために必要な職員で、所属長が指定する（3号動員の指定職員には、所属長が自らを指定することができる）。

2-2 動員

(1) 動員基準

~~ア 市域で震度6弱以上（気象庁発表）を観測したとき、又は大阪府域に大津波警報が発表されたときは、1号動員とする。~~

~~勤務時間外にあっては、職員は速やかに、次に定める区分により自動参集する。~~

①所属参集

~~動員計画に定める分掌事務を遂行するうえで特に必要とする職員（各所属長が別に定める）は、自己の勤務する場所等に参集する。~~

②直近参集

~~あらかじめ指定された自己の居住地に近い区役所に参集し、参集先の区本部長などの指揮の下、初期初動対策にあたるものとする。~~

~~ア 台風時等以外で事前に災害が予測できない場合~~

~~(ア) 市域に特別警報（大雨、暴風、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたとき~~

~~1号動員の指令があったものとみなす。勤務時間外にあっては、職員は速やかに所属参集する。~~

~~(イ) 市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき、又は大雨警報、洪水警報が発表されたとき~~

~~4号動員の指令があったものとみなす。~~

~~勤務時間外にあっては、職員は速やかに所属参集する。ただし、大雨警報、洪水警報が発表されたときは、危機管理室、区役所の職員の動員とし、その他所属は各自が定める計画等に基づく。~~

イ 市域で震度5弱・5強（気象庁発表）を観測したとき、又は大阪府域に津波警報が発表されたときは、2号動員とす

第2節 動員配備体制

災害が発生し、又は発生・拡大するおそれがある場合に災害対策活動を迅速かつ的確に行うのに必要な職員~~を~~動員して配備を行う。

各所属長（教育委員会においては教育長。以下同様とする。）は、災害の状況に応じ、各分掌事務を確実に遂行するために、必要な職員の動員計画を災害対策活動に従事する者の安全確保に十分留意したうえであらかじめ定め、市長に報告しなければならない。

また、所属員に対し動員計画を周知するとともに、所属員の連絡網を整備し、速やかに分掌事務遂行のための体制がとれるようにしておかなければならない。

職員は、本計画で定める任務分担に応じて速やかに応急対策活動を実施する。

2-1 動員種別

職員の動員種別は、次のとおりとする。

ただし、各所属長は特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこの種別と異なる動員体制をとることができる。

動 員 種 別 表

種別	災害状況	対象
1号動員	市の全力をあげて災害対策活動を実施する必要があるとき	全職員
2号動員	災害対策活動を実施する必要があるとき	所属長 並びに指定職員※
3号動員	被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき	指定職員※
4号動員	速やかな措置がとれるよう主として情報連絡にあたる必要があるとき	指定職員※

※「指定職員」

各所属の所掌事務を遂行するために必要な職員で、所属長が指定する（3号動員の指定職員には、所属長が自らを指定することができる）。

2-2 動員

(1) 動員基準・参集場所

ア 地震・津波、風水害等における動員基準、参集場所は次のとおりとする。

動員種別	地震・津波	風水害等	
	動員基準	動員基準	勤務時間外の参集場所
1号	<ul style="list-style-type: none"> 市域で震度6弱以上（気象庁発表）を観測したとき 大阪府域に大津波警報が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 台風時等以外で市域に特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたとき 府域に強い台風^(注3)が上陸、あるいは接近するおそれがあるとき、又は同等の事態が発生するおそれがあるとき 河川氾濫が発生したときや切迫したとき 災害が発生したとき 	所属参集 ^(注4)
	所属参集 直近参集 協力参集 ^(注1)		

<p><u>る(注)。</u> 勤務時間外にあっては、職員は自己の勤務する場所等に参集する。 なお、震度5強の場合、又は大阪府域に津波警報が発表された場合、上記ア②の直近参集に該当する者については、あらかじめ指定された自己の居住地に近い区役所に参集し、参集先の区本部長などの指揮の下、初期初動対策にあたる。</p> <p><u>イ 台風時等で事前に災害が予測できる場合</u> 台風が市域に接近する前に气象台による説明会が開催されるなど、事前に災害の発生が予測できる場合には、危機管理監を議長とした警戒体制検討会議を開催し、活動体制(組織体制・動員体制)と対応方針を検討し、市長に報告のうえ決定する。 なお、動員の目安としては次のとおりとする。</p> <p><u>(ア) 府域に強い台風^(注)が上陸、あるいは接近するおそれがあるとき、又は同等の事態が発生するおそれがあるとき</u> 1号動員を目安とする。 注) 府域の予想最大風速(陸上)が30m/s以上を目安とする。</p> <p><u>(イ) 府域に台風が上陸、あるいは接近するおそれがあるとき</u> 3号動員を目安とする。</p>	<p><u>ウ 市域で震度4(気象庁発表)を観測したとき</u> 3号動員とする。 勤務時間外にあっては、職員は自己の勤務する場所等に自動参集する。</p> <p><u>ウ 河川氾濫のおそれがある場合</u> 避難情報発令の判断については「洪水予測河川及び水位周知河川に関する避難勧告等実施要領」による。動員の対象は、危機管理部、政策企画部、人事部、福祉部、健康部、子ども青少年部、経済戦略部、建設部、大阪港湾部、消防部、水道部、教育部と避難対象区に限定し、状況により拡大する。</p> <p><u>(ア) 避難情報を発令するおそれがあるとき</u> 3号動員の指令を発する。</p> <p><u>(イ) 避難情報を発令したとき</u> 2号動員の指令を発する。</p> <p><u>(ウ) 災害が発生したとき</u> 1号動員の指令を発する。 いずれも職員は所属に参集する。</p>	<p><u>エ 大阪府域に津波注意報が発表されたとき(注)、又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒、又は巨大地震注意)が発表されたとき</u> 4号動員とする。 勤務時間外にあっては、職員は自己の勤務する場所等に自動参集する。</p> <p>注) 津波警報及び津波注意報のみ発表された場合は、危機管理部、政策企画部、人事部、福祉部、健康部、子ども青少年部、経済戦略部、建設部、大阪港湾部、消防部、水道部、教育部と津波避難対象区を対象とし、活動状況等により変更する。</p> <p><u>エ 高潮のおそれがある場合</u> 高潮のおそれがある場合の避難情報発令の判断については、「高潮に関する避難勧告等実施要領」による。動員の対象は、危機管理部、政策企画部、人事部、福祉部、健康部、子ども青少年部、経済戦略部、建設部、大阪港湾部、消防部、水道部、教育部と避難対象区に限定し、状況により拡大する。</p> <p><u>(ア) ゆとりを持った自主的な避難の呼びかけを行うとき</u> 1号動員もしくは3号動員を目安として警戒体制検討会議で検討し、決定する。</p> <p><u>(イ) 避難情報を発令するおそれがあるとき</u> 3号動員の指令を発する。</p> <p><u>(ウ) 避難情報を発令したとき</u> 2号動員の指令を発する。</p> <p><u>(エ) 災害が発生したとき</u> 1号動員の指令を発する。</p>	<p><u>オ 防潮扉及び水門閉鎖要員について</u> (ア) 参集の基準 勤務時間外に大阪府域に大津波警報・津波警報が発表されたとき (イ) 参集場所 指定された場所に参集し、所定の防潮扉及び水門閉鎖活動にあたる。 ただし、津波到達までの時間及び退避に必要な時間をもとに算出された退避時刻までに、操作を完了又は中止し、安全な場所に避難すること。 なお、他の動員と重複した場合は、他に優先すること。</p>
<p>る(注)。</p>	<p>ウ 市域で震度4(気象庁発表)を観測したとき</p>	<p>エ 大阪府域に津波注意報が発表されたとき(注)、又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒、又は巨大地震注意)が発表されたとき</p>	<p>イ 防潮扉及び水門閉鎖要員について</p>

2号	<p>・市域で震度5強(気象庁発表)を観測したとき ・大阪府域に津波警報が発表されたとき^(注2)</p>	<p>所属参集 直近参集 協力参集^(注1)</p>	<p>・避難情報^(注5)を発令したとき</p>	<p>所属参集^(注4)</p>
3号	<p>・市域で震度5弱(気象庁発表)を観測したとき ・市域で震度4(気象庁発表)を観測したとき</p>	<p>所属参集</p>	<p>・府域に台風が上陸あるいは、接近するおそれがあるとき^(注6) ・避難情報^(注5)を発令するおそれがあるとき ・高潮のおそれがある場合で、ゆとりを持った自主的な避難の呼びかけを行うとき^(注6)</p>	<p>所属参集</p>
4号	<p>・大阪府域に津波注意報が発表されたとき^(注2) ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒、又は巨大地震注意)が発表されたとき</p>	<p>所属参集</p>	<p>・台風時等以外で市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき、 ・台風時等以外で市域に大雨警報、洪水警報が発表されたとき</p>	<p>所属参集^(注7)</p>

(注1) あらかじめ指定された自己の居住地に近い区役所に参集することとして別に定められた職員は、参集先の区本部長などの指揮の下、初期初動対策にあたる。それ以外の職員は自己の勤務先等に参集する。

(注2) 津波警報又は津波注意報のみ発表された場合の所属参集は、危機管理部、政策企画部、人事部、福祉部、健康部、子ども青少年部、経済戦略部、建設部、大阪港湾部、消防部、水道部、教育部と津波避難対象区を対象とし、活動状況等により変更する。

(注3) 府域の予想最大風速(陸上で30m/s以上)を目安とし、実際の動員体制は警戒体制検討会議で検討し決定する。

(注4) 河川氾濫または高潮の避難情報発令による動員対象は危機管理部、政策企画部、人事部、福祉部、健康部、子ども青少年部、経済戦略部、建設部、大阪港湾部、消防部、水道部、教育部と避難対象の区とし、河川毎の状況や市域の状況により拡大する。

(注5) 「応急・復旧・復興対策計画」第2節2-2「表 警戒レベルと防災気象情報、避難情報との関係」における警戒レベル3以上の情報。なお、河川氾濫のおそれがある場合の避難情報発令の判断については、「洪水予測河川及び水位周知河川に関する避難情報発令等実施要領」を高潮のおそれがある場合の避難情報発令の判断については、「高潮に関する避難情報発令等実施要領」による。

(注6) 実際の動員体制は危機管理監を議長とした警戒体制検討会議を開催し、活動体制と対応方針を検討し、市長に報告のうえ決定する。
高潮のおそれがある場合に、ゆとりを持った自主的な避難の呼びかけを行うときは、4号動員もしくは3号動員を目安として危機管理監を議長とした警戒体制検討会議で検討し、決定する。

(注7) 危機管理室と区の職員の動員とし、その他の所属は各自が定める計画等に基づく。

カ 緊急本部員・緊急区本部員について

(ア) 参集の基準

勤務時間外に市域で震度5弱以上（気象庁発表）又は大阪府域に大津波警報・津波警報発表での自動参集とする。なお、阿倍野防災拠点に参集する緊急本部員は、市域で震度6弱以上（気象庁発表）での自動参集（大津波警報・津波警報発表に対しての自動参集は行わない）とする。

(イ) 参集場所

指定された場所に参集し、災害対策本部の運営にあたる。

オ 緊急本部員・緊急区本部員の参集

緊急本部員・緊急区本部員は勤務時間外において、風水害以外の災害が発生し、市本部・区本部を設置したときは、指定された場所に本部からの連絡により参集する。

表 動員体制一覧

震度等	動員	動員人員	参集場所
震度6弱以上 大津波警報	1号動員	全員	直近参集/所属参集
震度5強 津波警報 ^(注)	2号動員	所属長 並びに指定職員	直近参集/所属参集
震度5弱			所属参集
震度4	3号動員	指定職員	所属参集
津波注意報 ^(注) 南海トラフ地震臨時 情報（巨大地震警 戒、又は巨大地震注 意）発表	4号動員	指定職員	所属参集

(注) 津波警報又は津波注意報のみ発表された場合は、危機管理部、政策企画部、人事部、福祉部、健康部、子ども青少年部、経済戦略部、建設部、大阪港湾部、消防部、水道部、教育部と津波避難対象区を対象とし、活動状況等により変更する。

動員体制一覧表

動員基準	動員	動員人員	参集場所
・府域に強い台風が上陸、あるいは接近するおそれがあるとき ^{注1)} ・市域に特別警報（大雨、暴風、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたとき ・災害（河川氾濫・高潮）が発生したとき ^{注2)}	1号動員	全員	所属参集
・避難情報（河川氾濫・高潮） ^{注2)} を発令したとき	2号動員	所属長並びに指定職員	所属参集
・府域に台風が上陸、あるいは、接近するおそれがあるとき ^{注1)} ・避難情報（河川氾濫・高潮） ^{注2)} を発令するおそれがあるとき ・高潮のおそれがある場合で、ゆとりを持った自主的な避難の呼びかけを行うとき ^{注1)}	3号動員	指定職員	所属参集
・台風時以外で、市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき ・大雨・洪水警報が発表されたとき ^{注4)}	4号動員	指定職員	所属参集

注1) 府域の予想最大風速（陸上で30m/s以上）を目安とし、実際の動員体制は警戒体制検討会議で検討し決定する。

(ア) 参集の基準

勤務時間外に市域で震度5弱以上（気象庁発表）を観測したとき、又は大阪府域に大津波警報・津波警報での自動参集とする。なお、阿倍野防災拠点に参集する緊急本部員は、市域で震度6弱以上（気象庁発表）での自動参集（大津波警報・津波警報での自動参集は行わない）とする。

勤務時間外において、風水害以外の災害が発生し、市本部・区本部を設置したときは、指定された場所に本部からの連絡により参集する。

(イ) 参集場所

指定された場所に参集し、災害対策本部の運営にあたる。

~~注2) 河川氾濫または高潮の避難情報発令による動員対象は危機管理部、政策企画部、人事部、福祉部、健康部、こども青少年部、経済戦略部、建設部、大阪港湾部、消防部、水道部、教育部と避難対象の区とし、状況により拡大する。~~
~~注3) 実際の動員体制は警戒体制検討会議で検討し決定する。~~
~~注4) 危機管理室と区の職員の動員とし、その他の所属は各自が定める計画等に基づく。~~

(2) 計画の策定と周知

ア 所属長は、分掌事務を遂行するため職員の動員計画をあらかじめ策定し、所属員に動員計画内容を周知する。
なお、動員計画を策定するうえで、所属の職員だけでは不足し、他の所属職員の配置を必要とするときは、あらかじめ所属長間で調整する。ただし、調整が難航した場合は危機管理室が協力する。

イ 直近参集者を指定した所属は、直近参集者名簿を作成のうえ、参集先の区に報告する。直近参集者の報告を受けた区は、その職員の業務内容を取り決め、当該職員に通知するものとする。

ウ 所属長は、区が実施する訓練や研修等に直近参集者を参加させ、業務内容の理解を深めるように努める。部、区本部が実施する訓練や研修等に所属員。

(3) 動員の指令

ア 動員の指令は、市長の命を受け、危機管理監が各所属長あて発する。ただし、必要に応じ特定の所属に対して一定の指令を発し、又は動員区分を異にした指令を発することができる。

(ア) 勤務時間内における指令の伝達

勤務時間内において動員基準を満たした場合は、動員指令があったものとして、あらためて各所属長から所属員へ逐次伝達するとともに、多様な手段を用いて速やかにその旨周知する。

(イ) 勤務時間外における指令の伝達

勤務時間外において、職員は多様な手段で自ら情報を収集し、自動参集基準に基づき参集する。なお、自動参集基準によらない動員指令が発せられたときは、各所属長は直ちに所属員に伝達して招集しなければならない。

イ 各所属長は、危機管理監により動員の指令が発せられていない場合において、各所属において特に定めた動員体制に従って職員を動員する必要がある場合は、指令を発することができる。

ウ 各所属長は、危機管理監から一律に動員指令が発せられた後、被害状況等を把握し、所属の動員種別を変更することが望ましいと判断した場合は、危機管理監に報告し、了解を得た場合に限り、変更することができる。

(4) 動員の報告

各所属長は、所属員が動員されたときは、招集・参集状況をとりまとめ、直ちに危機管理監に報告する。

(5) 応援職員の要請

各部長並びに区本部長は、動員指令が発せられ、分掌事務を遂行するにあたって職員が不足し他部等の職員の応援を必要とするときは、人事部長に要請する。人事部長は、上記の要請があった場合、関係部長と協議のうえ、各協力部又は他の部及び他の区本部の職員を派遣することができる。

市の職員をもっても不足すると認められるときは、「~~第2部／第2章~~協働・協力体制」の定めるところにより、~~市本部長~~は他の地方公共団体の職員又は自衛隊の派遣を要請する。

(2) 計画の策定と周知

ア 所属長は、分掌事務を遂行するため職員の動員計画をあらかじめ策定し、所属員に動員計画内容を周知する。

なお、動員計画を策定するうえで、所属の職員だけでは不足し、他の所属職員の配置を必要とするときは、あらかじめ所属長間で調整する。ただし、調整が難航した場合は危機管理室が協力する。

イ 直近参集者及び協力参集者に指定された職員の所属は、直近参集者名簿及び協力参集者名簿を作成のうえ、参集先の区に報告する。直近参集者及び協力参集者の報告を受けた区は、その職員の業務内容を取り決め、当該職員に通知するものとする。

ウ 各所属長は、区が実施する訓練や研修等に直近参集者及び協力参集者を、所属が実施する訓練や研修等に所属員を参加させ、業務内容の理解を深めるように努める。

(3) 動員の指令

ア 動員の指令は、市長の命を受け、危機管理監が各所属長あて発する。ただし、必要に応じ特定の所属に対して一定の指令を発し、又は動員区分を異にした指令を発することができる。

(ア) 勤務時間内における指令の伝達

勤務時間内において動員基準を満たした場合は、動員指令があったものとして、あらためて各所属長から所属員へ逐次伝達するとともに、多様な手段を用いて速やかにその旨周知する。

(イ) 勤務時間外における指令の伝達

勤務時間外において、職員は多様な手段で自ら情報を収集し、自動参集基準に基づき参集する。なお、自動参集基準によらない動員指令が発せられたときは、各所属長は直ちに所属員に伝達して招集しなければならない。

イ 各所属長は、危機管理監により動員の指令が発せられていない場合において、各所属において特に定めた動員体制に従って職員を動員する必要がある場合は、指令を発することができる。

ウ 各所属長は、危機管理監から一律に動員指令が発せられた後、被害状況等を把握し、所属の動員種別を変更することが望ましいと判断した場合は、危機管理監に報告し、了解を得た場合に限り、変更することができる。

(4) 動員の報告

各所属長は、所属員が動員されたときは、招集・参集状況をとりまとめ、直ちに危機管理監に報告する。

(5) 応援職員の要請

各部長並びに区本部長は、動員指令が発せられ、分掌事務を遂行するにあたって職員が不足し他部等の職員の応援を必要とするときは、人事部長に要請する。

人事部長は、上記の要請があった場合、関係部長と協議のうえ、各協力部又は他の部及び他の区本部の職員を派遣することができる。

市本部長は、市の職員をもっても災害対応に不足すると認められるときは、「応急・復旧・復興対策計画 第7章 協同・協力体制」の定めるところにより、他の地方公共団体の職員又は自衛隊の派遣を要請する。